

別表第1（第5条関係）

簡易公開調達公告

令和元年度2019アジアクルーズフォーラムチェジュに伴う海外用携帯電話端末等の賃貸借業務（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の2第1項第1号及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の規定に該当するもの）について、次のとおり簡易公開調達を行うので、和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）第5条の規定に基づき公告する。

令和元年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 簡易公開調達に付する事項

（1）事業年度

令和元年度

（2）調達業務の名称

令和元年度2019アジアクルーズフォーラムチェジュに伴う海外用携帯電話端末等の賃貸借業務

（3）調達業務の内容

海外用携帯電話端末等の賃貸借業務
仕様書のとおり

（4）契約期間

令和元年8月28日から令和元年8月31日まで

2 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

（1）自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（2）和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類14『リース・レンタル』小分類04『電話機器リース』」であること。

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、簡易公開調達説明書のとおり

（3）和歌山県内に本店を有する者であること。

（4）和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

（5）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

（6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

（1）場所

和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課
和歌山市小松原通一丁目1番地

（2）期間

令和元年8月20日（火）から令和元年8月26日（月）までの和歌山県の休日
日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下

「県の休日」という。)を除く日の午前9時00分から午後5時00分まで(最終日にあつては午前10時00分まで)

(3) 質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、令和元年8月20日(火)から令和元年8月22日(木)までの間において、和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課に対して、所定の書面(ファクシミリを含む。)により行うこと。

その他質問の方法等については、簡易公開調達説明書のとおり

4 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間(提出期限)

(1) 場所

和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 期間(提出期限)

令和元年8月20日(火)から令和元年8月26日(月)までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時00分まで(最終日にあつては午前10時00分まで)

5 簡易公開調達の方法に関する事項

(1) 簡易公開調達は、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

(2) 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、見積者(見積書を提出する者をいう。以下同じ。)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を見積書に記入すること。

(3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び調達業務の名称を表示すること。

(4) 郵送により見積書を提出する場合には、封筒(封皮に見積者の氏名及び調達業務の名称を表示したもの)に密封した見積書を令和元年8月26日(月)午前10時00分までに、和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課へ必着させること。

(5) その他見積もり方法の細目については、簡易公開調達説明書のとおり

6 簡易公開調達の無効に関する事項

本公告に示した簡易公開調達資格のない者がした見積もり及び簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、本県から和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の交付を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

7 落札者の決定に関する事項

(1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、簡易公開調達説明書に記載するのとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめることがある。

見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めたときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

(2) この簡易公開調達の開札(封筒を開封し、見積書を確認することをいう。)は、見積書の提出期限後直ちに、和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課の複数の職員により行うものとする。

(3) 和歌山県財務規則第109条の規定により同規則102条の規定に準じて定めた予定価

格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積者に代わって当該開札事務に関係のない和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課の職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

8 契約書の要否

否

9 その他

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3156

ファクシミリ番号 073-433-4839